

私の視点



弁護士

なかむら かずひろ
中村 和洋

インターネットを利用して大量の馬券を購入していた男性が所得税法違反(無申告犯)に問われた事件について、最高裁は3月、はずれ馬券の購入費も所得税法上の必要経費に該当するとの判決を下した。私はこの事件の主任弁護人を務めたが、国民の常識に沿った妥当な判断だ。

従来、国税庁は、馬券の払戻金による収入は、偶然得た所得として「一時所得」に該当すると通達に定め、的中馬券の購入費以外は必要経費には該当せず、所得から控除できないとしていた。これに対して最高裁は、本件はインターネットを介して長期間、多数回にわたって馬券を購入し、多額の利益を恒常的に上げていたことなどからすると、「営利を目的とする継続的行為」となり、「雑所得」に該当するとした。その上で、一連の馬券の購入は一体的な経済活動の実態を有するため、はずれ馬券の購入費もすべて必要経費に該当すると判断したのである。

これにより、国税庁は本件のような取引については例外として特例をもうけるものとし、通達を改正する方向を打ち出している。要するに、一般の馬券の払戻金については、従来どおり一時所得としての中馬券のみが必要経費となるものとし、今回の男性のように大量の取引をしていた場合に限って、雑所得としてははずれ馬券も必要経費に該当するものと定めるようである。

公平で明確な課税制度を

公営ギャンブル

しかし、どの程度に至れば継続的な取引になるのか、両者を区別することは実は困難である。単なる通達の改正ではなく、法令の改正により抜本的に制度を見直す必要がある。

そもそも競馬の売り上げのうち、1割は国庫に入るとされており、払戻金から更に税を負担させるのは、実質的な二重課税であるとの指摘がなされている。諸外国でも、アメリカ合衆国でははずれ馬券の購入費も払戻金の額に達するまでは必要経費として算入されるものとされており、フランスでは、馬券購入時に定率(3・8%)の税が課せられるだけで、その他に税負担はない。

さらに、インターネット取引ではなく、窓口で馬券を購入した者については履歴が残らないので所得が捕捉されにくく、公平な税負担を実施することは困難である。実際、馬券で払戻金を得た人に確定申告を期待することは、非現実的だろう。

我が国でも宝くじについては、非課税とされている。競馬など公営ギャンブルも同様に考えてよいのではないか。仮に税負担をさせる場合でも、例えば払戻時に数%程度の源泉分離課税を行うことが簡明である。

国は、国民に対して、わかりやすく、かつ公平な課税制度を構築する責任がある。今回の最高裁判決を機に、不透明であった公営ギャンブルの課税について、国税庁は明確な制度設計をすべきであると考える。